税の申告受付

お早めに準備を　町の申告受付期間▶　2月16日㈮～3月15日㈮

令和６年度分の**町・県民税**と令和５年分の**所得税**の申告受付を下記の日程で行います。
行政区ごとに午前・午後で日程を分けさせていただきましたので、混雑緩和にご協力ください。
上場株式等に係る配当所得や譲渡所得について、所得税と異なる課税方式を選択する場合は申告受付期間終了後、町・県民税の納税通知書が送達される日までに、所得税と異なる課税方式を選択する旨の申告をしていただく必要があります。
※マスクの着用、手指の消毒にご協力ください。また、体調不良の方はご遠慮ください。

町の申告受付日程表

混雑状況によっては、**対象の行政区の方を優先的にご案内させていただく場合や**、対象の行政区でない方は**受付をご遠慮いただく場合がございます**。

月日	対象区 午前 午前8時50分～11時30分	対象区 午後 午後1時～4時	会場
2月16日㈮	矢那瀬上郷区	矢那瀬下郷区	役場３階大会議室
19日㈪	小坂区	滝の上区	役場３階大会議室
20日㈫	宮沢区	辻区・杉郷区	役場３階大会議室
21日㈬	岩田区・井戸下郷区・風布区	井戸中郷区・井戸上郷区	役場３階大会議室
22日㈭	長瀞上区	上長瀞区	役場３階大会議室
26日㈪	長瀞区	大木小路区	役場３階大会議室
27日㈫	五区	長瀞宝登山区	役場３階大会議室
28日㈬	下山区	上宿中宿区・原区	役場３階大会議室
29日㈭	下宿区	根岸区	役場３階大会議室
3月1日㈮	石原区・下袋区	上袋区	役場３階大会議室
4日㈪	上袋区		役場３階大会議室
5日㈫	中野上区		役場３階大会議室
6日㈬	大字矢那瀬・野上下郷の各区		役場３階大会議室
7日㈭	大字岩田・井戸・風布の各区		役場３階大会議室
8日㈮	大字長瀞の各区	全町対象	役場３階大会議室
11日㈪	大字本野上の各区		役場３階大会議室
12日㈫	大字中野上の各区		役場３階大会議室
13日㈬	全町対象		役場３階大会議室
14日㈭	全町対象		役場３階大会議室
15日㈮	全町対象		役場３階大会議室

※混雑の状況により、対象の行政区の方を優先して案内する場合があります。

町・県民税（住民税）の申告

申告は、令和６年度の町・県民税や国民健康保険税などの賦課資料となるばかりでなく、所得証明などの発行資料となります。
扶養されている方や収入のない方でも、申告されないと所得状況を確認できないため、所得証明が発行できないほか、国民年金保険料免除申請、国民健康保険税の軽減措置や、児童手当、就学奨励費などの審査ができなくなることがあります。

申告が必要な方

原則として、令和６年１月１日現在、町内に住所があり、令和５年中（令和５年１月～12月）に所得があった方は申告が必要です。
ただし、次に該当する方は、申告義務が免除されます。
①所得税の確定申告をされた方
　※町・県民税の申告をしたものとみなされます。
②給与所得者で給与支払報告書が勤務先から町へ提出されている方
③公的年金等の支払を受けている方
　※②・③については、給与・年金以外の所得がある方は申告が必要です。（所得税と違い、所得額が20万円以下の方でも申告が必要です。）
なお、次に該当する方は、申告してください。
○給与・年金等の収入があり、各種控除を追加する方
○収入がなかったが、国民健康保険などに加入している方、医療・福祉等の行政サービスの適用を受ける方、所得証明書が必要な方

町・県民税の申告書は送付していませんので、直接会場へお越しください。

税務職員を装った**「振り込め詐欺」**にご注意ください。